令 和 ７ 年 度

園 の し お り

重要事項説明書

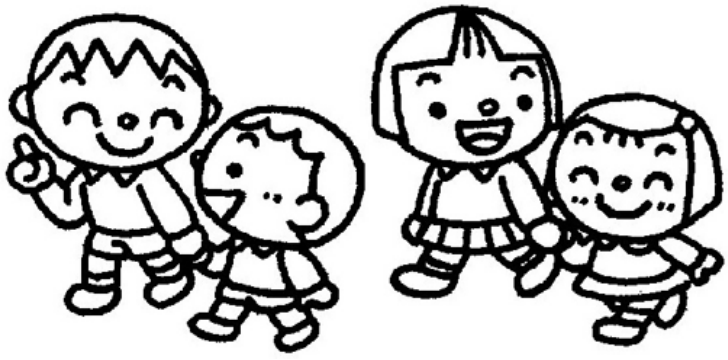

上尾市立原市南保育所

電話７２２－３８０８

目　次

１．　概要　　Ｐ．

施設概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
クラス編成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
職員体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２．上尾市保育所共通保育理念　基本方針　保育目標

保育理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
保育の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
保育の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３．原市南保育所について

原市南保育所の目標と特色　・・・・・・・・・・・・・・　４
人権保育と人権研修　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
家庭訪問と保育参加　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
保育内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
小学校との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
家庭との連絡　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
安全管理について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
給食について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
集金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
個人情報保護について　・・・・・・・・・・・・・・・・　９
延長保育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
幼児教育・保育の無償化及び
　給食費（主食・副食費）の実費徴収について　・・　１３
ICT システム(コドモン)の導入について・・・・・・　１４
健康管理について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
服装について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
慣れ保育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
写真販売について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
紙おむつ等サブスクサービスについて　・・・・・・　１６
災害時について　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
風水害等の災害時における臨時休園の基準について・１８
意見・要望について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
持ち物について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
おねがい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
届出について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
職員の研修について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

資料

資料－１　デイリープログラム　・・・・・・・・・・・・・　２４
資料－２　令和７年度行事予定　・・・・・・・・・・・・・　２５
資料－３　子どもがかかりやすい感染症　・・・・・・・・・　２６
資料－４　保育所とくすり　・・・・・・・・・・・・・・・　２９
資料－５　予防接種のお願い　・・・・・・・・・・・・・・　３０
資料－６　災害共済給付制度について
～保育所の管理下でけがをした時～　・　３１
資料－７　子育て支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
資料－８　変更事項届出一覧表　・・・・・・・・・・・・・　３５
資料－９　おさんぽマップ　・・・・・・・・・・・・・・・　３６
資料－１０　避難経路および避難場所　・・・・・・・・・　３７

１．概要

施設概要

１．　名称　　上尾市立原市南保育所
２．　所在地　　上尾市原市４１６６番地
３．　開所年月日　　昭和５１年4月1日
４．　敷地面積　　１５０４．５０㎡
５．　建物面積　　５１８．１０㎡
６．　定員　　７０名
７．　対象児　　６ヵ月から5才まで
８．　保育時間　　(平日)８：３０～１６：３０　・　(土曜)８：３０～１２：００
　　延長保育　　(平日)朝７：００～８：３０　・　夕16：30～19：00
　　(土曜)朝７：００～８：３０　・　夕12：00～18：00
９．　沿革

原市南保育所は、同和対策事業の一環として昭和５１年４月に開所しました。平成１４年度から同和保育から人権保育になりました。
人権保育とはこれまでの同和保育を生かしながら、すべての子どもたちが生き生きと生活できるように、豊かな感性を育てていく保育です。一人ひとりの子どもの健やかな発達を願い、保護者と共に職員と協力していろいろな事を取り組むために、家庭支援推進保育士が配置されています。

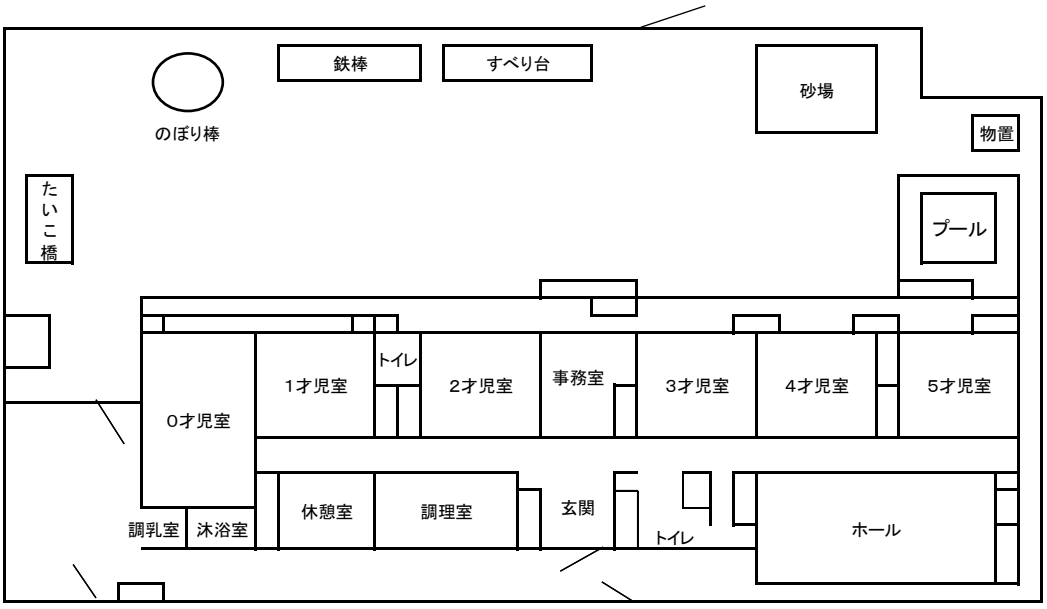

図－１　原市南保育所　見取り図

クラス編成

（令和７年４月現在）

クラス名	年齢	児童数	職員数
すみれ	０歳	３	１
たんぽぽ	１歳	１０	２
ちゅうりっぷ	２歳	１２	３
さくら	３歳	１５	２
ひまわり	４歳	１６	２
ばら	５歳	１５	１
		７１	

職員体制

所長	１人	給食調理員	２人
主任保育士	１人	非常勤調理員	２人
家庭支援推進保育士	１人	スポット調理員	２人
保育士	１０人	延長時間パート	７人
看護師	１人	事務員	１人
代替保育士	３人	用務員	シルバー対応
短時間保育士	２人		

２．上尾市保育所共通保育理念　基本方針　保育目標

保育理念

・すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
・すべての児童の生活を等しく保障し愛護する。
・保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

保育の基本方針

１．乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
２.子どもが健康・安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
３．　養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
４．保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力が得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
５．地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に助言するなどの社会的役割を果たす。

保育の目標

１．心身ともに健康な子
- 養護される中で、基本的な生活習慣を身につけた健やかな子
- 友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子

２．自分を大切に友だちも大切にできる子
- 子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
- 自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子

３．安定した環境の中で考え、働きかけていける子
- 安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
- いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子

４．何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子
- 自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
- 友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子

５．自己表現のできる子
- 自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
- 様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

３．原市南保育所について

原市南保育所の目標と特色

＜目標＞

乳幼児期は、人間形成の基礎を築く大切な時期です。

子どもの発達について理解し、生活リズムを大切に心身の健康の基礎を培い、一人ひとりが健やかに成長していくよう保育していきます。

１．早寝・早起き・たのしく食べる元気な子
２．仲良く遊び、思いやりのある子
３．歌や絵本・お話が好きになり、豊かな心の子

＜特色＞

家庭的な雰囲気の中で、いろいろな人との関わりを大切にした保育を行っています。

人権保育と人権研修

＜人権保育＞

一人ひとりを大切にし、大人に安心して甘えられる関係を作り、あたたかいふれあい，楽しい遊びや経験をとおし、豊かな心を養い、自ら遊び自分の思いや気持ちをしっかりと表現できる力を育てていきます。身近な自然を求めての散歩，リズムや遊びをとおしての体づくり、隣接する集会所利用の地域の方々との交流や、友だちとのふれあいなどを大切にし、相手を思う心を育てる保育をしています。

＜人権研修＞

人権保育を深めるために年間取り組みテーマを決め、各年齢において実践を行い、定期的に報告，検討をし、職員の意識を高めています。
人権研修会には保護者の方々にも参加していただき、人権保育を理解してもらう機会となっています。

また、保護者の方に子育ての参考になるような講師をお呼びしての「子育て講演」を行っています。

＜保護者参加の人権研修＞

① 保護者会連絡会総会・学習会
（６月２９日　保護者代表・推進参加）
② 同和保育所視察交流会　（１０月頃　保護者代表・推進参加）
③ よりよい保育のための懇談会
（１０月頃　保護者代表・所長・主任保育士・推進参加）
④ 地域懇談会　（１０月頃　保護者代表・推進参加）
⑤ 実践交流会　（１２月８日　保護者代表・職員参加）
⑥ 保護者会・推進保育士合同会議・学習会
（２月頃　保護者代表・推進参加）

家庭訪問と保育参加

原市南保育所では年間を通して家庭訪問・保育参加を行っています。

＜家庭訪問＞（５月～２月／午後１時３０分頃～２時３０分頃の間）

一人ひとりの子どもたちが、元気に遊べて楽しく保育所生活がおくれるように、担任と家庭支援推進保育士または主任保育士がご自宅に伺い、家庭での様子・保育所での様子など話ができる機会をつくっています。

- 保護者の方の都合の良い日に伺います。
- 新入所の方は５月～９月までに担任の方から声をかけさせていただきます。
- 時間は保護者の方と相談の上決めさせていただきます。
- 茶菓子などの心配はなさらないようお願いします。

＜保育参加＞（５月～２月／午前中）

都合の良い日に、保育所でお子さんと一緒に過ごす機会として保育参加を行っています。午前中、子どもたちと一緒に活動をしてもらい、給食を試食していただいています。普段のお子さんの様子が見られることと思います。

- クラスに保育参加記入表がありますので、日程を確認のうえ一週間位前までに担任にお知らせ下さい。
- 給食試食代２００円を負担していただきます。

※時間は担任に相談して下さい。

保育内容

＜基本的生活習慣＞

食事・・保育所の給食は、旬のものを取り入れ、手作りで出来たての温かい給食をいただいています。お友だちと一緒に食べる事で、苦手なものでも自分で食べてみたいなど意欲的に食べられるように、食べることが楽しいと思えるような雰囲気を作り、箸の使い方・食事前の手洗いなど、マナーも身につけていくよう指導をしています。離乳食，食物アレルギーの除去食等、必要な子どもへの食事は、保護者と話し合いながら進めています。

睡眠・・睡眠は年齢によっても違いがありますが、保育所では、集団保育，長時間保育を踏まえ、一人ひとりの子どもの年齢等により睡眠時間を変えるなど、子どもの活動に合わせた適切な休養がとれるようにしています。

＜素足・薄着＞

素足・・保育所では、年齢や一人ひとりの健康状態に配慮した上で、素足で過ごしています。足の親指は大脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力がつき、身体全体のバランス感覚，瞬発力等が培われます。素足で生活することで「土踏まず」が発達し、歩く，走る，跳ぶ，蹴る，登る等の動作が上手になるようです。

薄着・・保育所では、日頃からできる限り薄着で過ごす事を習慣づけております。子どもは大人よりも体温が高く新陳代謝が活発なことから、薄着で過ごすことで体温調節の働きが良くなり、皮膚や粘膜が鍛えられ、風邪をひきにくい身体にします。「大人より１枚少なく」が目安です。

＜散歩＞

散歩などの戸外活動を取り入れ、砂利道，坂道など変化のある道を歩くことで子どもの足腰が強くなり、健康な身体づくりにつながっています。散歩を通じ四季折々の自然を探索し、楽しみながら、小動物や草花，昆虫に触れ、生き物など、大きさ，美しさ，形の不思議さなどを体験しています。

＜水・砂・泥＞

保育所では、水，砂，泥んこを使った遊びを大切にしています。水，砂，泥は変化する素材で、子どもの頭でイメージし、友だちと身近な道具を使い一緒に遊ぶ中で、協力しあう気持ち，考える力，集中する力もつき、手指，足腰，腕もしっかりしてきます。

＜仲間づくり＞

子どもたちは、一緒に生活し遊びを通して自分の気持ちを伝えたり、自分を表現することを学んでいきます。遊びを通してお友だちとかかわり、けんかやぶつかりあいをしながら、相手の痛みを感じ、人にたいしての思いやりの心，優しさが生まれ、育ちます。

＜リズム・歌＞

０～５才までの子どもの発達段階を基本にして、リズム遊びを行っています。ピアノや歌に合わせて身体を動かし表現することで、柔軟な身体や豊かな表現力が養われます。また、歌は四季折々の歌，わらべうた，手話歌などを歌い、子どもの心を豊かに育てます。

＜絵本・紙芝居＞

絵本，紙芝居，お話を大人から語りかけ、子どもの想像力，情操を豊かに育てることを大切にしています。

貸し出し絵本

保育所では、各クラスと廊下にある絵本の貸し出しを行っています。

借り方について

・ １日１冊です。

・ 各クラスの絵本貸し出しノートに、借りる日付，本の名前，お子さんの名前を記入して下さい。

返却について

翌日、返す時は、絵本返却箱に入れ、絵本貸し出しノートに返却日を記入して下さい。

＊絵本の破損等ありましたら、お手数ですがお知らせください。

＜描く・つくる＞

子どもは自分が体験したことを描く。自分の描いた絵を通して、楽しかったこと、感じたことを表現します。一人ひとりが絵を描くことを大切にしています。また、いろいろな素材，教材を使い、ちぎる，貼る，切るなど想像したものを形にしています。

＜歌集会＞

ホールに全園児が集まり、歌（手話歌含む）を歌っています。

大きい子の歌う姿を見ながら、小さい子が体を揺すりリズムを取ったり、まねて歌ったりと歌の輪が広がっています。

小学校との連携

＜保育所児童要録＞

保育所保育指針の改定により、平成 21 年度からすべての保育所の入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付することになりました。

小保幼連絡会に参加し、近隣の小学校との交流を図っています。

＜接続期プログラム＞

上尾市では、家庭や幼稚園・保育所・保育園や小学校など、子どもにかかわるすべての大人が目安を共有することで、それぞれの教育の充実を図るとともに、日常生活や学びを円滑に接続させることを目指しています。

そのために、原市南保育所では、接続期プログラム（アプローチ・カリキュラム）を作成し、活用していきます。

家庭との連絡

＜毎日のクラスの様子＞

各クラス、コドモンにてお知らせします。

＜毎月＞

園だより，クラスだより，保健だよりを配信して、行事やお願い，健康面のお知らせをします。必要に応じて推進だより，食育だより等も配信しています。

これらは各クラスに掲示しております。

安全管理について

＜ＡＥＤの設置＞

保育所事務室にＡＥＤ（自動体外式除細動器）を設置し、全職員が救命講習の講習を受け、緊急時に備えております。

＜ヒヤリ・ハットマップ＞

事故を予防するため、過去の怪我の記録等を参考にして危険場所を把握し、怪我に至らない事例についても検証を進め、ヒヤリ・ハットマップに表示し、事故の防止，再発防止に努めています。ヒヤリ・ハットマップは、事務所前に掲示してあります。

＜防災頭巾＞

園児全員分の防災頭巾をクラスごとに備えてあります。

毎月行われる避難訓練時にも使用しています。

＜防犯カメラ＞

集会所駐車場に、防犯カメラ（２台）を設置しています。

給食について

・0～2才児クラス　完全給食です。保育料に含まれます。
・3才以上児クラス　保護者負担です。

＜給食の献立について＞

※献立表は、前月 25 日を目安にコドモンで配信します。
※公立保育所は統一献立になっています。（毎月 1 回、保育課栄養士、所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。）
※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
※旬の食材、行事食を取り入れています。
※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

＜食材喫食チェック表について＞

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

＜食物アレルギーの対応について＞

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

＜献立内容＞

・ 当日の給食の写真を事務所前に展示してあります。

集金について

・集金袋の配布後１週間以内を目安に納金をお願いします。
・集金は集金袋に入れ、事務室前に設置したポストに入れて下さい。
　赤いポスト（延長保育料　他）
　青いポスト（杉の子会費　他）

個人情報保護について

ご家族の皆さんの個人情報の取り扱いは配布物や掲示物に個人情報が流出しないよう十分に注意し、個人記録等の持ち出し禁止，知りえた情報を他に漏らすことのないように徹底しております。

＜写真およびビデオ撮影について＞

保育所研修委員会では、保育所職員の資質向上を目的とした内部研修用に職員と子どもたちの関わりや遊びの様子など撮影させていただくことがあります。　又、子どもたちの活動をお知らせするために撮影した写真を保育所に掲示させていただくことがあります。目的以外の使用，外部への持ち出しは致しませんので、ご理解の程よろしくお願いします。

延長保育について

＜延長保育を希望される方＞

延長保育申請書に勤務時間＋通勤時間を記入し、届出をして下さい。
勤務状況を確認の上、延長保育利用決定通知書を出します。

＊延長利用を認められた方でも、お仕事が休みや早退の場合等は延長保育の利用はできません。平常時間内で送迎して下さい。
＊仕事の関係から、通常の保育時間，延長申請時間にどうしても間に合わない場合は事前に連絡して下さい。
なお、電車遅延の場合は遅延証明書をお持ち下さい。

《 保育時間 》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満６か月未満の乳児は８：３０～１７：００ までの利用となります。
※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。（詳細は次の項目をご覧ください。）
※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
※ 保育所の１日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。
（Ｐ２５ をご覧ください）

《 延長保育料 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

１．延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 （認定区分に伴う最大利用時間）	７：３０～１８：３０	８：３０～１６：３０
延長保育料の対象時間	７：００～７：２９ １８：３１～１９：００	７：００～８：２９ １６：３１～１９：００
延長保育料の月額	月額２，０００円	―
〃　　１回利用	１００円	１時間につき１００円

※１回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。
※土曜保育については、これまでどおり通常保育が８：３０～１２：００、最大でも７：００～１８：００までです。（保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。）
※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

２．延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。
したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、１１時間ずっとお子様を預かるものではありません。

＜土曜日の利用＞

＊仕事のため臨時保育を希望する方は、給食・おやつの発注の関係上、毎週水曜日までに必ず担任へ申し込んで下さい。
＊欠席は、わかり次第お知らせ下さい。

《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》

定期的な延長保育利用の方の場合

・定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）

【利用者】　①申請　【保育所】

延長保育利用申請書

②承諾

延長保育利用決定（却下）通知書

③延長保育料が発生する時間帯を利用する

④月額利用料又は１回利用料の当月の合計額を翌月５日までに支払う

臨時延長保育利用の方の場合

・突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）

【利用者】　【保育所】

突発的な事由発生

① 速やかに申し出

② 承諾

③ 延長保育料が発生する時間帯を利用する

④１回利用料の当月の合計額を翌月５日までに支払う

《 幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について 》

令和元年 10 月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用（副食費）については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000 円)と副食分(4,500 円)を併せた給食費(5,500 円）をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。（同意書に記入していただきます。）

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。（主食費の免除はありません。）

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の 6 日前（閉園日は除く）までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。（詳しくは保育所長までご相談ください。）

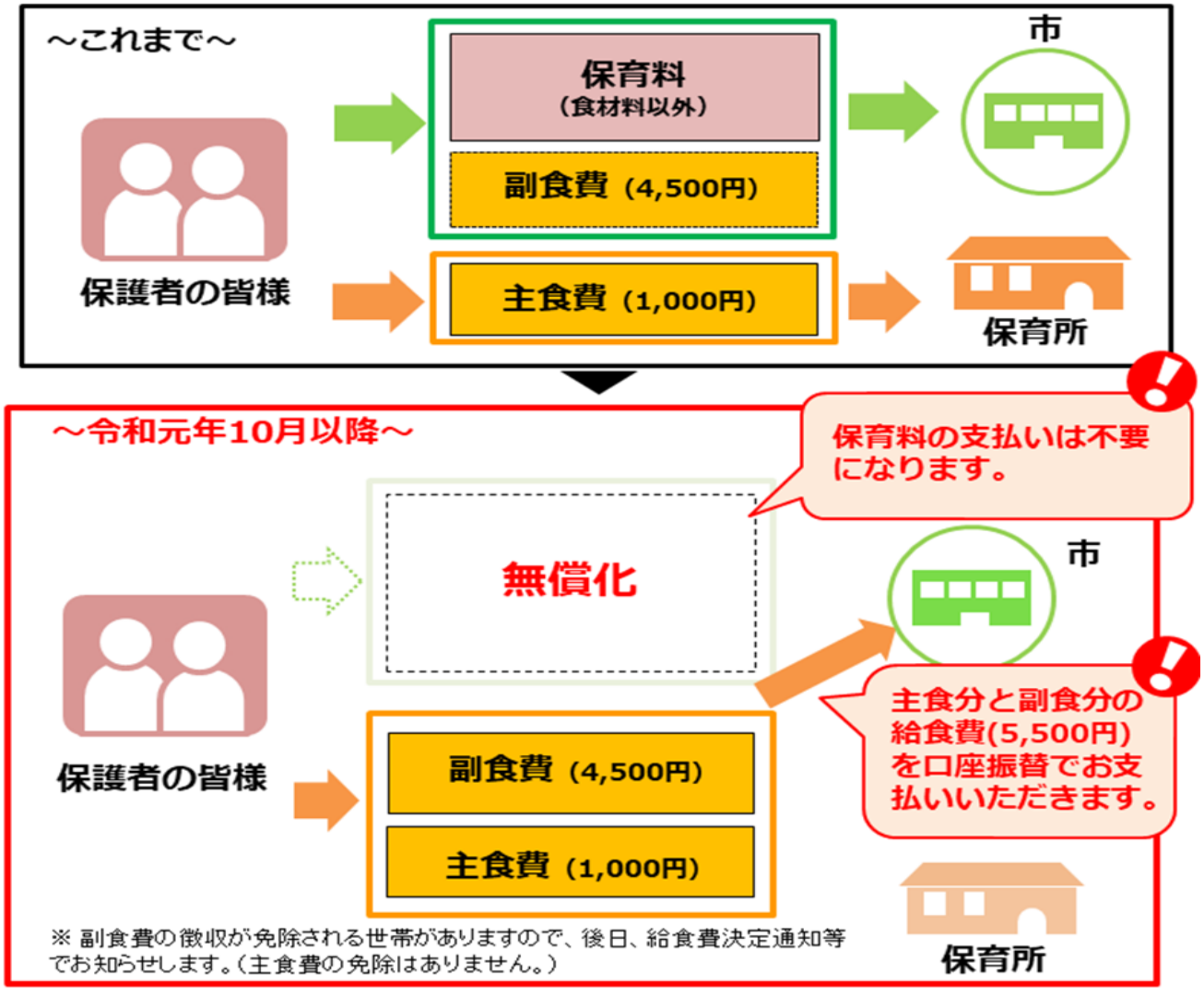

ICT システム（コドモン）の導入について

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和４年１１月から保育 ICT システム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

１　入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。

２　案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。

３　お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載すことは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などを SNS 等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- 出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- 登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- 連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内しております

健康管理について

保育所では、内科健診（年２回）、歯科健診（年２回）を実施します。

また、身体測定（身長・体重）については、３歳未満児は毎月、３歳以上児は隔月に実施しています。

１　コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

２　こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合もあります。連絡先は明確にお知らせください。

３　感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。（子どもがかかりやすい感染症は資料－３をご覧ください）

４　くすりについて（資料－４参照）

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、１回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

５　予防接種について（資料－５参照）

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

６　熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

７　保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、

日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいています。
保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間 240 円です。

※嘱託医の先生

内科医　　上平ファミリークリニック　（医師名　升水康二）
℡７７８－２３３２

歯科医
上尾西口歯科　（医師名　大塚信明）
℡７７５－３８６０

服装について

衣服は、清潔で活動しやすく、着脱しやすいものを着用させ、必ず氏名をつけて下さい。
なお、着脱しにくい吊りズボンやタイツ、およびスカートやフード付き，ひも付きの服は危険ですので避けて下さい。
靴は足に合ったものを履かせ、夏場のサンダルは避けて下さい。

慣れ保育について

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約１週間から２週間を目安に、時間を短縮して保育をおこないます。
お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

写真販売について

オンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しております。園での様子や行事の写真を閲覧・購入できます。利用には、会員登録が必要になります。

紙おむつ等サブスクサービスについて

保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」（希望者）を導入しております。

災害時について

＜内容＞

大災害，大地震発生時（電気，電話，携帯電話が使用できない。交通機関途絶）の時。

＜行動＞

①保護者の方がお迎えに来てくださるまでは原市南保育所で待機しています。

②万一、保育所の建物に被害が及んだ時、集会所の駐車所に一時避難しています。

③その後、様子をみて原市南小学校に避難します。子どもは保護者の方が見えるまで待機しています。

災　害　時　避　難　場　所		
避難場所	原市南保育所 原市南小学校	TEL０４８－７２２－３８０８ TEL０４８－７２２－２１００
災害用伝言ダイヤル	局番なし１７１	災害によって電話がつながりにくい時に安否確認の伝言を録音できる
市役所	上尾市役所 保育課	TEL０４８－７７５－５１１１ TEL０４８－７７５－５０４４

＜点検＞

避難靴（担任からサイズの点検のお願いがありましたらご協力下さい。）

＜災害時の対応について＞

市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても、各保育所でお知らせします。

（資料－８参照）

災害用伝言ダイヤルの使用方法（安否確認）

①「１７１」をダイヤル
②　音声案内に従い「２」をダイヤル
③　保育所電話番号「０４８－７２２－３８０８」をダイヤル
④　伝言内容を聞く

＜通報訓練＞

公立保育所では年３回、伝言ダイヤルの通報訓練をおこなっています。

風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧いただくか、各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和２年 10 月 15 日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 （意思決定は保育実施主体である上尾市）
防災情報発令時の対応 （災害前日）	・市が警戒レベル５相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル４相当の自治体防災情報「避難指示（緊急）」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・ＪＲ東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 （災害当日）	・市が警戒レベル５相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル４相当の自治体防災情報「避難指示（緊急）」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル３相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

・市は、災害前日にＪＲ東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。

・浸水想定区域に指定されている保育施設（畔吉、ころぽっくる第二、泉の森、つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	・１歳児クラス在籍児童～
保育時間	・８時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル　お昼寝用シーツ、上掛けなど
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください

１　当保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報の保護には十分配慮いたします。

２　意見の提出方法

① クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により随時申し出ください。

② 「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。

③ 電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。

※件名に「保育所についての意見・要望」と入力してください。E－mail アドレスは s172300@city.ageo.lg.jp

④ 保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

３　苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち会い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

- 苦情受付担当者　　保育所主任保育士
- 苦情解決責任者　　保育所長
- 苦情解決総括責任者　　上尾市　保育課
- 苦情解決第三者委員　　小杉　道郎、甲原　裕子、鈴木　宏明

４　意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。なお、ご意見・ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

持ち物について

クラス毎の準備いただくものや、毎日の登所で持ってきていただくものをお知らせいたします

クラス	ご準備いただくもの	毎日持ってくるもの
0歳	帽子（ゴムつき） お昼寝セット（ベッドシーツ・タオルケット・毛布など） 着替え　ズボン　Tシャツ（半袖・長袖）　ロッカーに常備 各5～6枚ずつ オムツ　サブスク利用→ビニール1ℳ サブスク以外 →記名し1枚ずつビニール袋に入れる おしりふき　（サブスク以外） 避難用靴下（年度後半は靴） 外用ジャンバー（冬期）	口拭きタオル　3枚 （朝おやつ・給食・午後おやつ） バスタオル（おむつ替え・沐浴等）　2枚 ※長辺の中央にループをつけてください 汚れ物を入れる袋　1枚 （スーパーの袋等）
1歳	クラス帽子 お昼寝セット（ベッドシーツ・タオルケット・毛布など） 着替え　ズボン　シャツ（半袖・長袖）　ロッカーに常備 各5～6枚ずつ トレーナー（季節によって調節） オムツ　サブスク利用→ビニール1ℳ サブスク以外 →記名し1枚ずつビニール袋に入れる おしりふき　（サブスク以外） 排便処理用バスタオル（使ったら持ってくる） 避難靴　1足（災害時用） （広幅ゴムに名前を書き,留めてください） プール用パンツ・バスタオル（夏期） 外用ジャンバー（冬期）	口拭きタオル　3枚 （朝おやつ・給食・午後おやつ） 1枚 ループ付き手拭きタオル　1枚 （年度後半） 汚れ物を入れる袋　1枚 （スーパーの袋等）
2歳	クラス帽子 お昼寝セット （ベッドシーツ・タオルケット・毛布を用意して いただき、季節により使い分けます。） 着替え　ズボン　シャツ（半袖・長袖）　パンツ　ロッカーに常備 各4～5枚ずつ トレーナー（季節によって調節） オムツ　サブスク利用→ビニール1ℳ サブスク以外 →記名し1枚ずつビニール袋に入れる おしりふき　（サブスク以外） 排便処理用バスタオル（年度前半） 避難靴　1足（災害時用） （広幅ゴムに名前を書き,留めてください） プール用パンツ・バスタオル（夏期） 外用ジャンバー（冬期）	口拭きタオル　3枚 （朝おやつ・給食・午後おやつ） ループ付き手拭きタオル　1枚 汚れ物を入れる袋　1枚 （スーパーの袋等）
3・4・5歳	クラス帽子 お昼寝セット （ベッドシーツ・タオルケット・毛布を用意して いただき、季節により使い分けます。） 着替え　ズボン　Tシャツ（半袖・長袖）　パンツ　ロッカーに常備 各3～4枚ずつ トレーナー（季節によって調節） 避難靴　1足（災害時用） （広幅ゴムに名前を書き,留めてください） 水着・水泳帽・バスタオル（夏期） 外用ジャンバー（冬期）	ループ付き手拭きタオル　1枚 コップ コップを入れる巾着袋 汚れ物を入れる袋　1枚 （スーパーの袋等）

※季節で必要なものは、後日お知らせします。
※フード無しのものをご用意ください。
※着替え等の衣類やオムツなどは、毎日、ロッカーを見て足りない分の補充をお願いいたします。
※持ち物には必ず名前の記入をお願いします。

以上、ご協力をお願いいたします。

おねがい

《 保育所への連絡について 》

・保育所では、コドモンでの連絡は、午前９時、午後２時～３時の間、午後４時に確認いたします。

・欠席・遅刻は、午前９時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。

・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後４時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

《 送迎について 》

・お子さんの安全の為、午前９時３０分～午後３時３０分まで門を施錠しています。（この時間帯は、玄関からの送迎となります。）

・保育所出入口の門扉は、必ず大人が開閉し鍵を閉めて下さい。門の一歩外は集会所利用者や送迎の車で危険です。交通安全と防犯の為、常にお子さんと一緒に行動して下さい。

・送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。（中学生以下の児童による送迎はできません。）

・登所した時は必ずお子さんを職員に託し、降所する時は職員に声をかけてお子さんをお引き取りください。

・車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないようにルールを守ってください。集会場の駐車場はお借りしていますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。

・駐車場の渋滞で送迎が遅れる時は電話連絡をお願いいたします。

※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

＜原市集会所駐車場の利用上の注意について＞

保育所の児童送迎時に、隣接する原市集会所駐車場を利用していただいておりますが、駐車場から県道（第二産業道路）に出る際、右折して横断歩道をとおり、原市の市街地方面に向かう自動車が見受けられます。これは短い距離であっても逆走行であり、道路交通法違反であることはもとより重大な事故を引き起こす危険があるとして、上尾警察署から厳しく指導されております。

駐車場から県道へ出る際は、左折して東大宮方面へ

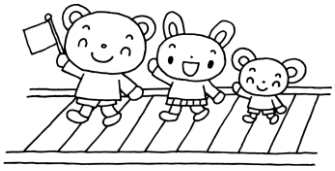

届出について

次の事項に該当する時は、速やかに保育所又は保育課まで届出をして下さい。（資料－８参照）

（１）住所や氏名が変更になった時

（２）勤務先が変更になった時

（３）世帯構成が変更になった時（婚姻・離婚・別居など）

職員の研修について

保育所に求められている、質の高い保育，多様な保育ニーズへの対応，子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術，並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修，また、個人で休暇を利用しての研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めています。

＜公の主催研修＞

市役所主催研修　保育課主催全体研修　保育所領域別研修
県保育士会研修　社会福祉協議会研修　など

＜保育所学習会＞

安全委員研修会　救急法　自主学習会　子育て講演会

その他

＜全国で行われる研修＞

全国人権保育研究集会　関東女性集会

＜専門家による巡回相談＞

年数回、専門家が保育所を巡回し、保育士が保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

＜自己評価＞

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、一人ひとりの子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的でおこなっています。

＜第三者評価＞

上尾市公立保育所では、各自治体で定められた機関から認証を受けた評価機関による評価を受け、保育の見直しをおこなっております。

デイリープログラム

資料－１

０才児		１・２才児		３・４・５才児	
時間	活動	時間	活動	時間	活動
7:00	延長保育 順次登所（視診）	7:00	延長保育 順次登所（視診）	7:00	延長保育 順次登所（視診）
8:30	あいさつ あそび（室内・室外）	8:30	あいさつ あそび（室内・室外）	8:30	あいさつ あそび（室内・室外）
9:00	おやつ 授乳	9:00	おやつ		クラス別活動 異年齢交流 散歩、リズム
9:30	あそび（室内・室外）	9:30	あそび（室内・室外）		お絵かき、制作 粘土、ゲーム
11:00	給食	11:15	給食 排泄	11:30	給食
12:00	おひるね		絵本、紙芝居 おひるね		絵本、紙芝居 おひるね
15:00	おやつ 授乳	15:00	おやつ	15:00	おやつ
15:30	あそび（室内・室外） 授乳	15:30	あそび（室内・室外）	15:30	あそび（室内・室外）
16:30	延長保育 あそび	16:30	延長保育 あそび	16:30	延長保育 あそび
19:00	全員降所	19:00	全員降所	19:00	全員降所

＊季節や年齢により、時間に変更があります。また、水分補給・手洗いは、随時行っています。

＊保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

令和７年度行事予定

資料－２

月	行　事　予　定	保護者参加研修
４	＊入所式・進級式 ＊クラス懇談会・子育て講演会 杉の子総会（書面）	
５	内科健診　子どもの日集会 ＊親子交流会（０，３，４，５才児）	
６	プール開き　なつまつり 歯科健診 地域交流	保護者連絡会
７	七夕 地域交流	
８	地域交流	
９	梨狩り	
10	＊運動会 地域交流	視察交流会 よりよい保育のための懇談会 地域懇談会
11	内科健診　歯科健診　卒園遠足 ＊クラス懇談会　　総合避難訓練 観劇　地域交流 ＊親子交流会（１，２才児）	
12	餅つき お楽しみ会	実践交流会
１		
２	節分 ＊保育報告会	保護者連絡会合同会議
３	ひなまつり　お別れ会 ＊卒園式（年長・保護者）	

「＊」は保護者参加行事ですが、感染症の状況により、中止や変更となる可能性があることを御了承下さい。

毎月の行事

誕生会 ・ 避難訓練（地震・火災） ・ 身体測定（以上児は隔月）

その他

危機管理訓練　（不審者侵入・行方不明など）

子どもがかかりやすい感染症

資料－３

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻しん (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12 日	解熱後３日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4 日	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後、３日を経過していること。（乳幼児の場合）
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18日	発しんが消失していること。
水痘（水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下線炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺（耳下腺・顎下腺・舌下腺）が腫れ痛む。	16～18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから５日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱（微熱)、咳、疲れやすさ等。	３か月～ 数 10 年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	２ ～ 14 日	発熱、充血などの主な症状が消失した後２日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14 日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳（コンコン、ヒューヒュー）が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10 日	特有な咳が消失していること又は５日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10 時間~6 日 O157 は主に 3~4 日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均２４時間または２～３日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	４日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が苺状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5 日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること。

マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3 週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑(りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14 日	全身状態が良いこと。
ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48 時間 ロタウイルス 1～3 日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱しん	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3 日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30 日 卵は 7 日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬（かいせん）	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。（疥癬トンネル）	約1か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫(水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂しん（とびひ）	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B 型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160 日 (平均 90 日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。

新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約５日間	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日０日目として、５日を経過すること。
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	４～６日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	２～１４日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

資料－４

保護者の皆様へ

保 育 所 と く す り

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。

（日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。）

＊お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

＊くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。
長期に続けて飲まなければならないくすりの場合はご相談下さい。

＊診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

＊１日３回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の３回に、または「朝」と「夜」の２回にしてもらえるように医師に相談してください。

＊　時間で飲ませるように指示された時（4 時間おき、6 時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

１、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
２、くすりは１回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
３、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
４、健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
５、くすりは事務室で一括管理します。

※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

保育課

予防接種のお願い

資料－５

保育所は、免疫のない０歳から就学前の６歳までのお子さんが、集団で生活をしております。ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

（上尾市東保健センター　　電話：048 - 774 - 1414）

受けていただきたい予防接種

四種混合
ヒブ
小児用肺炎球菌
BCG
麻疹風疹混合（MR）
日本脳炎
水痘
B 型肝炎
ロタウィルス

「災害共済給付制度」について

資料－６

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

原　則

窓口支払総合計が、
￥1,000 以上だった場合

(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概　要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者（上尾市）・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が￥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。**保険外費用は対象外**)である場合。

給 付 額

医療費総額の自己負担分(2 割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の４割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が￥5,000 であった場合
（医療機関で）保護者には、自己負担分の￥1,000(2 割)を窓口でお支払いいただきます。
（後日振込で）センターから、自己負担分￥1,000＋お見舞金￥1,000＝￥2,000
(総額の４割)が支給されます。
※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛　　金

児童１人の掛金は年間 365 円ですが、保護者の掛金は 240 円です。設置者が 125 円負担します。

例　外

窓口支払総合計が、
￥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概　要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。１５歳に達する日以降の３月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額
※　保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

① 上尾市こども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市こども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

①医療機関への再診の付き添いは保護者の方にお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
②市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
③治癒後、窓口支払総合計が￥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※　医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費（高度・専門医療を行う 200 床以上の病院を受診するときに係る費用）は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

子育て支援

資料－７

＜ファミリー・サポート・センター＞

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が、お互い会員となって、一時的に子どもをあずかる会員組織です。
ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが依頼会員の申し込みに応じて援助会員を紹介します。

TEL７７７－０９４１（上尾市平塚 724　社会福祉協議会内）

《病児・病後児保育について》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室２ケ所、病後児保育室２ケ所 合計４か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。
※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧いただくか、各保育所・保育課までお問い合わせください。（病児・病後児保育施設） 医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。
※開設日時：月曜日～金曜日 午前８時３０分～午後６時 ８時３０分には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック≪オープンセサミ≫
- 上尾市藤波 3-187 TEL：048-789-3116
- 受入年齢：生後６ヶ月から

さくらクリニック ≪どんぐりルーム≫
- 上尾市大字上尾村 542-1 TEL：048-871-8630
- 受入年齢：生後６ヶ月から

（病後児保育施設）
保育園併設のため看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。
※開設日時・月曜日～金曜日 ８：００～１８：００

ころぽっくる保育園 ≪たんぽぽ≫
- 上尾市小泉 5-7-4 TEL：０４８-771-2701
- 受入年齢：生後７ヶ月から

ゆうゆうくじら保育園≪くじらのおうち≫
- 上尾市原市 3870-1 TEL：０４８-721-3781
- 受入年齢：生後２ヶ月から

《休日保育について》

上尾市では、私立保育園２か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は１歳児クラス（４月１日時点で満１歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。
ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前８時００分から午後６時 00 分まで
（保育短時間認定の場合）　午前８時３０分から午後４時 30 分まで

※日曜から土曜日までの１週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、６日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日又は土曜日１日保育所はお休みしていただくようになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます

（定員）　１０名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。
その際、勤務証明書が必要 となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台１－１８－３０ TEL：０４８－７７７－０２３４

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日１－２１－７ TEL：０４８－７７０－０８８０

＜急病の時＞

【平日夜間診療】小児科・内科
平日夜間及び休日急患診療所
（緑丘２－１－２７　東保健センター３階　TEL７７４－２６６１）
月～金曜日　（受付）20:00～21:30　（診察）20:00～22:00

【休日診療】小児科・内科・外科
平日夜間及び休日急患診療所（上記参照）
日曜日・祝日・年末年始
（受付）　9:00～11:30　（診察）　9:00～12:00
（受付）13:00～15:30　（診察）13:00～16:00

【休日診療】歯科
北足立歯科医師会休日診療所
（鴻巣市赤見台１－１５－２３　　TEL５９６－０２７５）
日曜日・祝日　（診察）　9:30～12:30

＜小児救急電話相談＞

子どもの急病時の家庭での対処法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

相談日時　　月～土曜日　19:00～翌朝 7:00
日曜日・祝日・年末年始　9:00～翌朝 7:00

TEL　＃８０００（ＮＴＴプッシュ回線）
８３３－７９１１（ダイヤル回線・ＩＰ電話・ひかり電話）

＜日本中毒情報センター＞

・つくば中毒 110 番　TEL０２９－８５２－９９９９（無料）
（受付）３６５日　９：00～21：00
・大阪中毒 110 番　　TEL０７２－７２７－２４９９（無料）
（受付）３６５日　２４時間
・たばこ専用電話　　TEL０７２－７２６－９９２２（無料）
（受付）３６５日　２４時間対応
＊テープによる情報提供です

＜「赤ちゃんの駅」の設置について＞

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。

上尾市内の公共施設には「赤ちゃんの駅」が設置されています。

原市南保育所にも平成２２年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。

＜市民向け育児電話相談＞

市立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。

睡眠・食事・身体発達・言語・情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありましたら、ご利用下さい。

相談日時　　月～金曜日　13:00～15:00

資料－８

変更事項届出一覧表

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1．家族の状況に変更があった場合の届出

	内容		提出書類		提出期限
①	住所の変更		支給認定変更申請書		変更を適用させたい月の前月２０日まで。
②	氏名の変更		支給認定変更申請書		
③	家族構成に変更がある場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書	母子手帳の出産（予定日）が分かるページのコピー	
		結婚	支給認定変更申請書	①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	支給認定変更申請書	調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等調整調停申立書（裁判所の印があるもの）	
		同居家族増	支給認定変更申請書		
		死亡	支給認定変更申請書		
	税額（所得税・住民税）に変更があった場合		支給認定変更申請書		
	勤務内容（会社、勤務場所・時間・日数）が変わったとき		支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間（保育標準時間・保育短時間）の変更を希望する場合は、申請書にその旨を記入		
	育児休業を取得・復帰したと		取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書		

2．保育所入所要件（保育が必要な条件）に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書（就労証明書、診断書等）」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、２ヵ月以内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後３ヵ月経過するとき	出産後３ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1　仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の３ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後３ヵ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が１歳６ヵ月になる月の月末までが入所期限です。

入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

資料－9

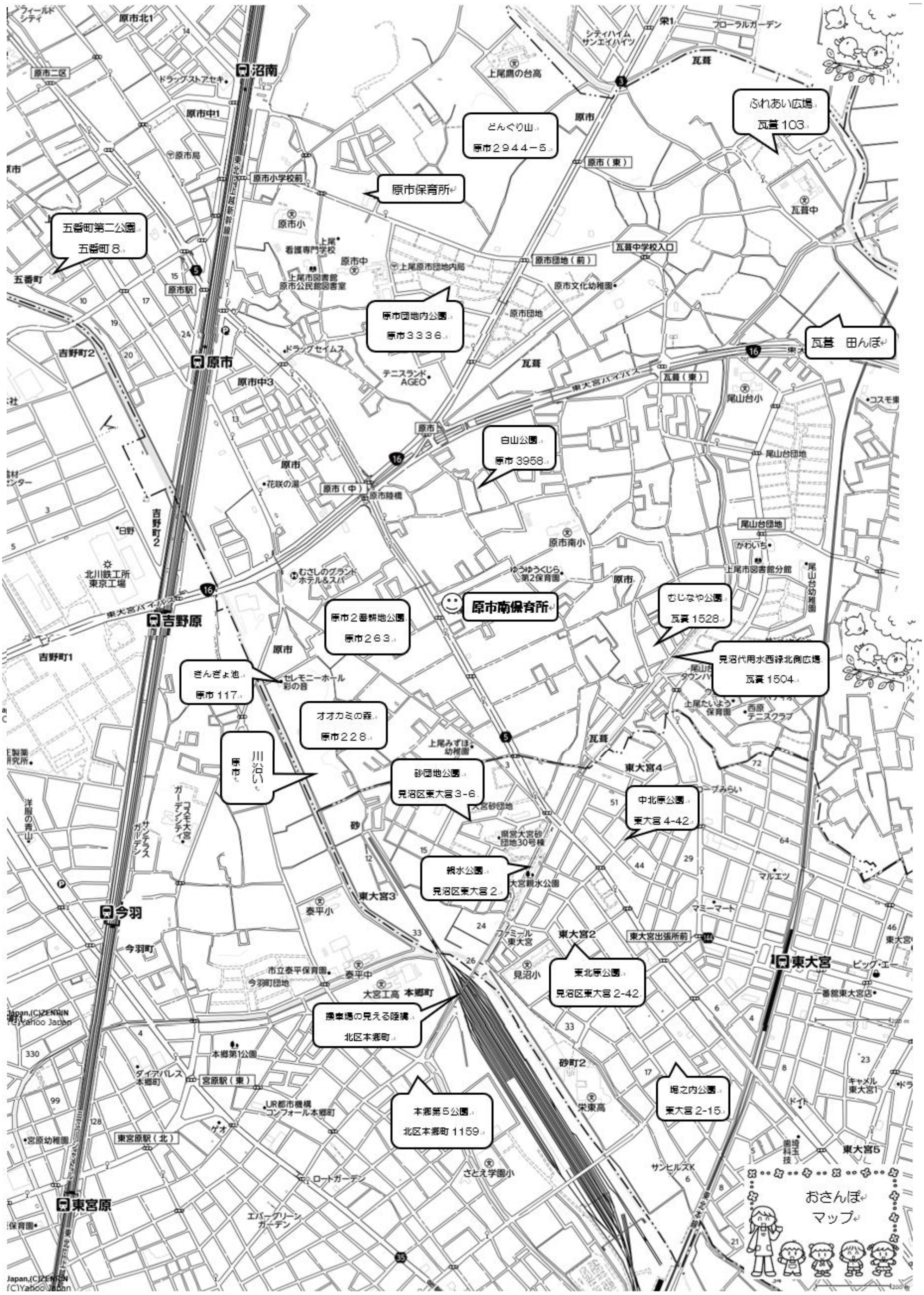
どんぐり山
原市２９４４－５
ふれあい広場
瓦葺103
原市保育所
五番町第二公園
五番町８
原市団地内公園
原市３３３６
瓦葺　田んぼ
白山公園
原市3958
原市南保育所
むじなや公園
瓦葺1528
見沼代用水西縁北側広場
瓦葺1504
原市２番耕地公園
原市２６３
きんぎょ池
原市117
オオカミの森
原市２２８
川沿い
原市
砂団地公園
見沼区東大宮３-６
中北原公園
東大宮4-42
親水公園
見沼区東大宮２
東北原公園
見沼区東大宮2-42
操車場の見える陸橋
北区本郷町
本郷第５公園
北区本郷町1159
堀之内公園
東大宮2-15
おさんぽ
マップ
沼南
原市
吉野原
今羽
東宮原
東大宮

資料－１０

原市南保育所　避難経路および避難場所

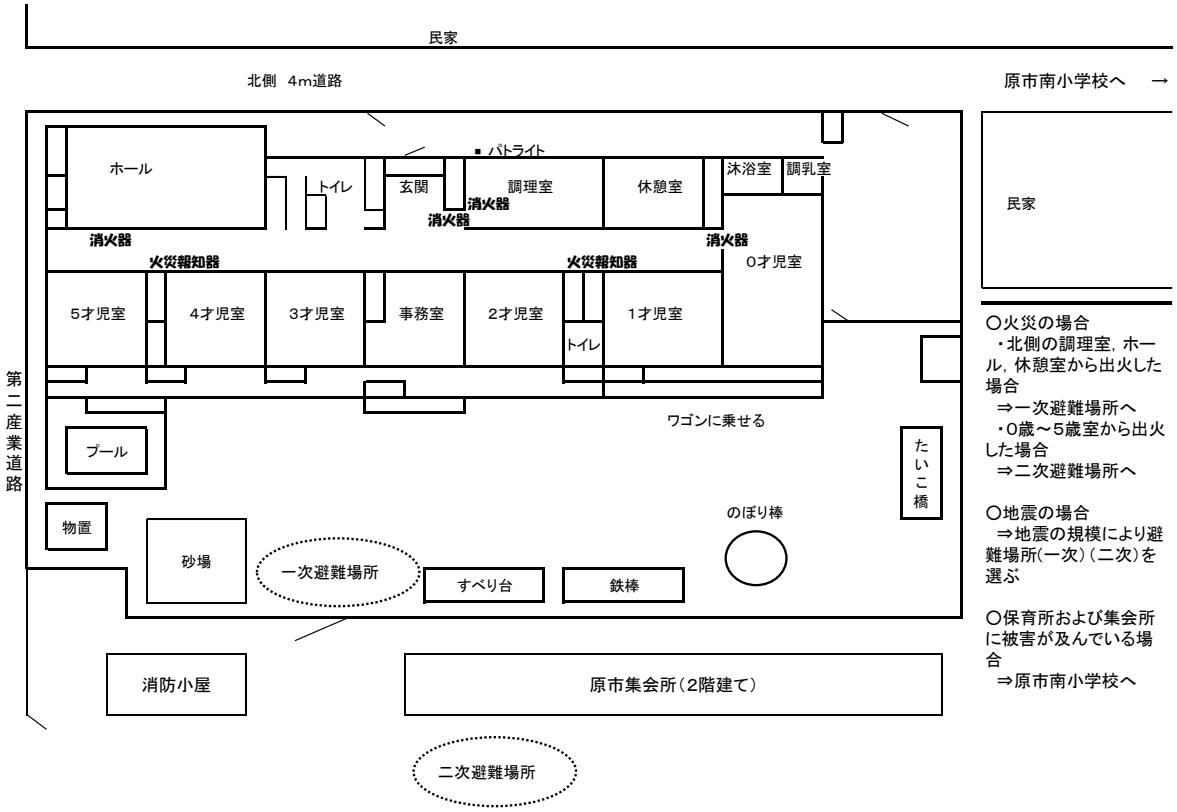

○火災の場合
・北側の調理室，ホール，休憩室から出火した場合
⇒一次避難場所へ
・0歳～5歳室から出火した場合
⇒二次避難場所へ

○地震の場合
⇒地震の規模により避難場所(一次)(二次)を選ぶ

○保育所および集会所に被害が及んでいる場合
⇒原市南小学校へ
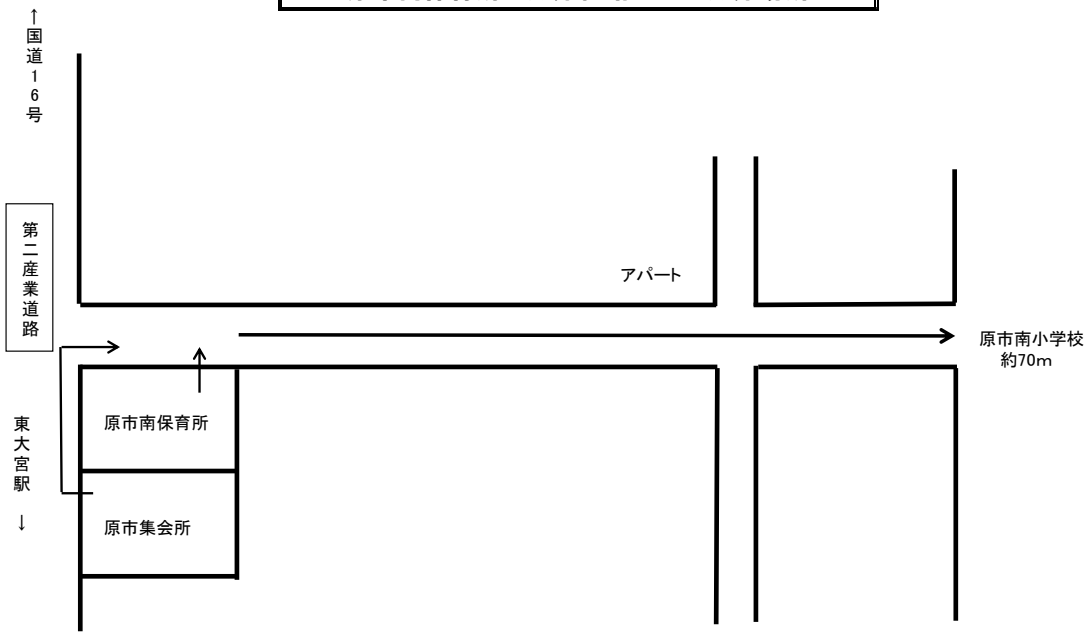
原市南保育所　避難経路および避難場所